

資料4. 在宅血液透析の保険診療における遠隔モニタリングの管理に関する指針

令和6年3月29日 第一版

策定：一般社団法人日本透析医学会

1. はじめに

近年の遠隔モニタリングはネットワーク、情報通信技術（ICT）を介した連携が進んでいる。このようなネットワークを介したいわゆる遠隔モニタリングの質の担保については、他の団体などにより各種ガイドライン・指針などがすでに発出され、一定の環境構築が行われている。一方で、保険診療においては、健康保険法、療養担当規則第19条の2において、「保険医は、診療に当たっては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。」とされ、単に高度な医療を提供するだけではなく、効率的で社会的・医学的に妥当であることが要求される。

昨今、在宅医療における患者の療養管理向上ならびに危険回避のために、在宅という医療環境ではない居宅においてもICTなどを用い、管理元の医療機関などと連携し、在宅血液透析療法そのものだけでなく全身管理の面でも医療の質の担保が行うことも可能となった。本指針は、保険診療下における遠隔モニタリングを行うにあたり必要な情報の適切な処理方法についてとりまとめたものである。本指針が適切に運用され、在宅という医療機関ではない居宅であっても医療機関での療法（一定の水準の医療監視）に近い医療が安全に提供されることが期待される。

2. 本指針の位置づけ

本指針は、在宅血液透析の保険診療下に遠隔モニタリングを実施する際の適切な情報管理について記載するものである。

3. 本指針の対象とする医療の範囲

本指針は保険診療上の在宅血液透析患者に対する遠隔診療に対して、本指針に準ずる対応が望まれる。

4. 本指針の関連法令など

遠隔モニタリングに関しては関連する法令などに遵守し実施することが求められる。医師法、医療法、健康保険法、などの関連法規などの他、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、経済産業省・総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」な

どがある。

本指針は、これらの関連法令やガイドラインなどを準拠の上で、保険診療における効率的で社会的・医学的に妥当な在宅医療である在宅血液透析療法について記載するものである。

5. 用語定義

1) 遠隔モニタリングとは

- ・在宅血液透析療法に対する遠隔モニタリングとは、居宅に設置した在宅血液透析装置に搭載された通知機能あるいは専用情報通信装置によりICTを活用して、患者が居宅で施行した在宅血液透析治療の結果を患者管理施設が確認し管理して行う医療行為を指す。
- ・本指針で扱う遠隔モニタリングとは、患者が居宅で行う在宅血液透析の治療状況を送る送信側と、それに基づきその治療結果を確認し適切な対応をとる受信側の両方で構成される。

2) 送信側とは

- ・送信側は、患者居宅から在宅血液透析の治療結果を送信する患者から送られる情報

3) 受信側とは

- ・受信側は、送信側から送られた患者の治療情報を適時に確認し適切な指示を行う、患者を管理する医療機関あるいは、その代行機関

6. 遠隔モニタリング管理

遠隔モニタリングについては、送信される治療結果によりその後の治療方針などの決定・変更があり得る場合に実施されることが基本とされる。また、治療情報のうち送信される項目の選択においては、より侵襲性が低く、情報価値の高い情報を選択することが必要である。質の高い治療の継続・変更を実施するためには、適切な臨床データを取得したうえで、正しい情報プロトコルにより、精度の担保された情報通信機器を用い実施されることが必要である。その際の治療情報の管理は、リアルタイムの情報のみならず事後に判断する情報管理には重要である。また、これらの治療情報にあたっては、保険診療点数の多寡に影響を受けることなく、効率的で合理的な治療アプローチが求められる。

以下、質の高い適切な在宅血液透析治療を実施するための具体的な管理について列記する。

1) 送信側で遵守すべき事項

- ①在宅血液透析装置あるいは専用の通信装置から自動的に送信される項目を送信すること。具体的には透析時間、血液流量、除水量
- ②自動的に収集されない情報で専用情報装置から送信する場合には、手動で装置へ入力する透析時間、血液流量、除水量
- ③在宅血液透析装置から自動送信されない、体重、血圧、体温などの情報は手動で専用装置に入力を行うこと
- ④なお上記の体重、血圧、体温などの情報であっても、何らかの介在装置で自動的に送信される場合も認める

2) 受信側が遵守すべき事項

- ①送信側から送信された情報は受信側の情報集積ファイルに経時的に受信・蓄積されること
- ②在宅血液透析装置から送信されるその他の機器トラブルなどの情報も受診すること
- ③緊急で在宅血液透析治療の結果が送信された場

合、特別の対応・処置を要する場合など、電話や他のコミュニケーションツールなどを活用し連絡できること

- ④その他、治療結果のフィードバックなど、在宅血液透析治療の質の向上のための取り組みを継続して行うこと
- ⑤当該加算を算定する月にあつては、遠隔モニタリングにより得られた所見などおよび行った指導管理の内容を診療録に記載すること
- ⑥モニタリングの実施にあつては、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」などに対応すること

以上

※参考資料

- 1) 厚生労働省. オンライン診療に関するホームページ. mhlw.go.jp
- 2) 厚生労働省. 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版(令和5年5月). mhlw.go.jp
- 3) METI/経済産業省. 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン.